

平成30年7月豪雨被害による
損壊した家屋及び宅地内の土砂混じりがれき処理支援のご案内
(損壊家屋の公費撤去)

本制度は、平成30年7月豪雨被害によって損壊した家屋又は宅地内に流入した土砂混じりがれきについて、被災者の方々の生活再建支援等のため、申請に基づき、北九州市が所有者に代わって撤去を行うものです。

■**損壊家屋の解体・撤去**

(1) **対象**

- ①住家(災害時において現に居住していた家屋)
- ②住居と事業所が一体となった建物
- ③事業所(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(同規模の公益法人等を含む))

(2) **解体・撤去の要件(以下のすべての要件を満たしたもの)**

- ①罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定を受けていること
- ②所有者に家屋全体の解体・撤去の意思があり、かつ撤去に当たり同意があること
※所有者が修復・リフォームする場合は対象外
- ③家屋の撤去の申請者と家屋の所有者が同一人物であること
申請者と所有者が異なる場合は、家屋の解体撤去、及び当該撤去に関する一切の事務について、申請者が所有者から委任されていること
- ④家屋が差押え等を受けていないこと
- ⑤所有者が亡くなっていて相続登記未了の場合は、法定相続人全員の同意、または遺産分割協議書など、公正証書の写しがあること
- ⑥家屋に抵当権等が存在する場合、権利者全員の同意があること
- ⑦暴力団又は暴力団員ではないこと
- ⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

(3) **解体・撤去の対象**

- ①解体・撤去は地上より上の建物部分(基礎を除く)が対象です。
※基礎及び地中の埋設物や施設は対象外です。
- ②上記の家屋等に附属する倉庫、門扉、塀、庭木その他の構造物及び建物内の家財類は、建物部分と混然となつてがれき化しているものなど、建物部分と一体的に撤去を行う必要がある場合に限り対象となります。

(4) 注意事項

- ① 損壊家屋等の撤去の実施前までに、家屋等内の必要な家財道具等を搬出してください。
- ② 損壊家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事及びそれに伴う諸手続は、申請者により、諸手続きや手配を行い、市による損壊家屋撤去の着手までに完了してください。
- ③ 他者の所有する財物及び災害により発生したものでない廃棄物を撤去の対象として存置しないでください。
- ④ 損壊家屋等の撤去の実施に当たり、隣接地への立入り等が必要となったときは、申請者により、隣接地の所有者の同意を得てください。
- ⑤ 損壊家屋等の撤去の実施については、申請者により、近隣への周知を行ってください。
- ⑥ 損壊家屋等を撤去したことに伴う各種手続は、申請者により行ってください。

(5) 申請に必要な書類

別紙「申請書類チェックリスト」をご確認ください。

※申請書の様式は、事前に状況の聞き取りや現地確認等をさせていただいた後にお渡しします。

(6) 申請書提出期限

平成30年12月28日（金）

申請書類チェックリスト

【損壊家屋の解体・撤去】

(同時に土砂混じりがれきを撤去する場合を含む)

【必ずご提出いただくもの】

チェック欄	書類	様式名又は 入手先	備考
	損壊家屋等の撤去申請書	様式第 1 号	実印押印
	建物配置図	様式第 1 号添付書類①	
	状況写真	様式第 1 号添付書類②	
	暴力団等でない旨の誓約 兼同意書	様式第 3 号	
	申請者の印鑑登録証明書	各区役所市民課・出張所	
	申請者の身分証明書(写 真付)の写し	-	写真なしの場合は 2 種類
	罹災証明書(写し可)	各区役所総務企画課	
	登記事項証明書(建物・ 全部)	門司・小倉北・小倉南・戸畑 →福岡法務局北九州支所 八幡東・八幡西・若松 →福岡法務局八幡出張所	未登記の場合は、名寄帳 の写し(各区役所税務課 又は市税事務所で交付)

【状況に応じてご提出いただくもの】

	損壊家屋等の撤去に関する 委任状	様式第 1 号添付書類③	申請者と所有者が異 なる場合
	損壊家屋等の撤去に関する 同意書(共有名義人・相続権 者・法定代理人)	様式第 1 号添付書類④	共有者等がいる場合
	損壊家屋等の撤去に関する 同意書(損壊家屋等に関して 設定した権利)	様式第 1 号添付書類⑤	権利関係者がいる場 合

※添付書類③、④、⑤の提出が必要な方は、さらにそれに添付していただく書類が申請様式内に明記されていますので、ご準備ください。